

はじめに

- 平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、長崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、教育委員会又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。
- 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、教育委員会として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、法、長崎県いじめ防止基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

第1 教育委員会及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒や保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。教育委員会及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、教育委員会又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、教育委員会又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。教育委員会及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第2 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに教育委員会を通じて、知事まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、県における教育委員会及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、教育委員会や知事に対して重大事態発生を報告を速やかに行うことにより、教育委員会により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした教育委員会による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、教育委員会及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 学校は、必要に応じて教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。

第3 調査組織の設置（いじめ等学校問題対策チーム）

（以下は、別紙「長崎県いじめ等学校問題対策チーム設置要綱」抜粋）

○目的

県立学校（以下「学校」という。）におけるいじめ等に関する問題のうち、個々の学校では対応が困難な問題に適切に対応するため、「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」（以下「対策チーム」という。）を設置する。

○業務

- ① 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、学校等に対し問題解決に向けた指導・助言を行うとともに、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- ② 学校におけるいじめ等の事案について、学校からいじめ等の報告を受け自ら調査を行う必要がある場合に当該調査を実施すること。
- ③ その他、上記①及び②に関連する業務を行うこと。

○組織

- ① 専任職員は、総務課長、高校教育課長、児童生徒支援室長、義務教育課長及び特別支援教育課長の職にある者とする。
- ② その他、個別の事案に対し、公平性・中立性を確保するため、必要に応じて県弁護士会、県医師会、長崎大学、県臨床心理士会等から推薦された者の助言協力を受けるものとする。なお、助言協力を受ける者は、中立性・専門性が担保された人物であることを説明すること。
- ③ 児童生徒支援室長の職にある者は、上記に掲げる業務の総括及び責任を負うものとする。

○関係課・室の支援協力

対策チームの業務に対して、教育庁の関係課・室は支援、協力を努めるものとする。

○関係機関との連携

対策チームは、事案に応じ、児童相談所、福祉事務所及び警察等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に努めるものとする。

○経費

対策チームに係る経費は、県が負担する。

○庶務

対策チームの庶務は、児童生徒支援室において処理する。

○その他

この要綱に定めるもののほか、対策チームの運営等に関して必要な事項は対策チームの協議により定める。

第4 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、教育委員会・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、教育委員会・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

(説明事項)

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明は、教育委員会が行う。
 - ①調査の目的・目標
重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。
 - ②調査主体（組織の構成、人選）
被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、知事による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、県の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、**県の文書管理規則に基づき行う**ことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。

- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(外部に説明を行う際の対応)

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること(配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。)。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、教育委員会及び学校は理解する必要がある。

(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。(「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。)
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 教育委員会として、学校への積極的な支援を行うこと。いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第5 調査の実施

(1) 調査実施に当たっての留意事項

(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、教育委員会及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。その際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（学校又はいじめ等学校問題対策チーム）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において教育委員会及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として県の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報

- ・ 相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、県の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

(調査実施中の経過報告)

- 教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

(3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

①文書情報の整理

②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

(4) 不登校重大事態である場合

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

第6 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

- 重大事態の調査結果を示した教育委員会は、調査結果及びその後の対応方針について、知事に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、教育委員会会議において議題として取り扱うこと。

（知事に対する所見の提出）

- 調査結果を知事に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。教育委員会及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

- 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、教育委員会又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

- 教育委員会及び学校は、県の個人情報保護条例等に従って被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「県の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。教育委員会及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、県の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。
- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、教育委員会及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第7 個人情報保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、県の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 教育委員会者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。教育委員会及び学校として、「県の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。教育委員会及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第8 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

【再掲】

- 教育委員会として、学校への積極的な支援を行うこと。被害児童生徒・保護者が希望する場合には、転学等就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止)

- 教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。

長崎県いじめ等学校問題対策チーム設置要綱

（目 的）

第1条 県立学校におけるいじめ等に関する問題のうち、個々の学校では対応が困難な問題に適切に対応するため、「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」（以下「対策チーム」という。）を設置する。

（業 務）

第2条 対策チームは以下の業務を行う。

- ① 県立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、学校等に対し問題解決に向けた指導・助言を行うとともに、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- ② 県立学校におけるいじめ等の事案について、学校からいじめ等の報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査を実施すること。
- ③ その他、上記①及び②に関連する業務を行うこと。

（組 織）

第3条 対策チームのメンバーは以下の職員とする。

- ① 専任職員は、総務課長、高校教育課長、児童生徒支援室長、義務教育課長及び特別支援教育課長の職にある者とする。
- ② その他、個別の事案に対し、公平性・中立性を確保するため、必要に応じて県弁護士会、県医師会、長崎大学、県臨床心理士会等から推薦された者の助言協力を受けるものとする。
- ③ 児童生徒支援室長の職にある者は、第2条に掲げる業務の総括を行うものとする。

（関係課・室の支援協力）

第4条 対策チームの業務に対して、教育庁の関係課・室は支援、協力を努めるものとする。

（関係機関との連携）

第5条 対策チームは、事案に応じ、児童相談所、福祉事務所及び警察等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に努めるものとする。

（経 費）

第6条 対策チームに係る経費は、県が負担する。

（庶 務）

第7条 対策チームの庶務は、児童生徒支援室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策チームの運営等に関して必要な事項は対策チームの協議により定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。